

# 令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	8	府省庁名	農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	バイオ燃料製造事業者が取得したバイオ燃料製造設備に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）          農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律の認定を受けた事業者が取得した一定のバイオ燃料製造設備の固定資産税の課税標準を軽減。          [対象設備]木質固形燃料製造設備、エタノール製造設備、脂肪酸メチルエステル製造設備、ガス製造設備</p> <p>・ 特例措置の内容          ガス製造設備に係る課税標準を2分の1、ガス製造設備以外の製造設備に係る課税標準を3分の2に3年間減免とし、その適用期限を2年延長する。</p>		
関係条文	地方税法附則第15条第18項		
減収見込額	[初年度] - ( - )	[平年度] - ( ▲81 )	(単位：百万円)
減収見込額	[改正増減収額] -		
要望理由	<p>(1) 政策目的          農林漁業由来のバイオマスを活用した国産バイオ燃料の生産拡大を通じ、農林水産業の新たな需要を開拓し、農林漁業の持続的かつ健全な発展及びエネルギー供給源の多様化、農山漁村地域の活性化及び地球温暖化の防止を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性          バイオマスなど農山漁村の未利用資源を活用することは、そのメリットが地域に還元されることを通じて地域活性化に寄与することが期待される。</p> <p>2050年カーボンニュートラルの実現を目指し、農林水産省においても、令和3年5月に策定した「みどりの食料システム戦略」の中で、再生可能エネルギーの導入をKPIに位置づけている。特にバイオマスに関しては、「バイオマス活用推進基本計画（第3次）」を令和4年9月6日に閣議決定し、新たな指針と目標を定め、より一層の活用推進に取り組んでいるところである。また、令和4年12月1日に策定された「航空脱炭素化推進基本方針」において、2030年までに本邦航空運送事業者による燃料使用量の10%をSAF（持続可能な航空燃料）に置き換える目標が設定されたことも踏まえ、石油業者や航空業界等がSAFの国内生産に向けた動きを見せている。このことから、SAFの原料となる木質バイオマス等由来のバイオエタノールの需要が今後大きく高まることが見込まれる。</p> <p>上述の状況の中、現状化石燃料に比べ供給コストが高いバイオ燃料の普及拡大を図るためには、投資家・事業者の参入を促すための税制によるインセンティブ付与が必要であり、バイオ燃料製造設備の初期投資に係る税負担の軽減措置を推進する必要がある。</p> <p>これまで「農林漁業バイオ燃料法」（平成20年10月施行）に基づき、31件の生産製造連携事業計画の認定を通じて、農山漁村のバイオマスの活用を推進してきたところであるが、目標達成のためには、重要な支援措置である本税制の特例措置を通じて、原料供給者である農林漁業者等とバイオ燃料製造業者が適切に連携した「生産製造連携事業計画」を推進することが必要不可欠である。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p><b>「みどりの食料システム戦略」(令和3年5月12日)における位置づけ</b></p> <p>3. 本戦略の目指す姿と取組方向</p> <p>(5) 本戦略が目指す姿と KPI (重要業績評価指標)</p> <p>⑦2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入を目指す。</p> <p>4. 具体的な取組</p> <p>(1) 資材・エネルギー調達における脱輸入・脱炭素化・環境負荷軽減の推進</p> <p>①持続可能な資材やエネルギーの調達</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営農型太陽光発電、バイオマス・小水力発電等による地産地消型エネルギーマネジメントシステムの構築</li> <li>・ 農山漁村の活性化に資する再エネ事業者等の取組を可視化するためのロゴマークの導入</li> <li>・ 小水力発電、地産地消型バイオガス発電施設等の導入</li> <li>・ バイオ液肥 (バイオガス発電の副産物である消化液) の活用による地域資源循環の取組の推進</li> <li>・ 地産地消エネルギーシステムの構築に向けた必要な規制の見直し</li> </ul> <p><b>○食料・農業・農村基本計画 (令和2年3月31日閣議決定)における位置づけ</b></p> <p>第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>2. 農業の持続的な発展に関する施策</p> <p>(8) 気候変動への対応等環境政策の推進</p> <p>① 気候変動に対する緩和・適応策の推進</p> <p>家畜排せつ物等のバイオマス資源を有効利用したバイオガス化の取組や省エネルギー性能の高い施設園芸設備・機器の導入等により、気候変動の緩和策を推進するとともに、再生可能エネルギーの主力電源化に寄与する。こうした取組により、農村において使用する電力の100%再生可能エネルギー化に向けて、体制を構築する。</p> <p>3. 農村の振興に関する施策</p> <p>(1) 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保</p> <p>③ 地域経済循環の拡大</p> <p>ア バイオマス・再生可能エネルギーの導入、地域内活用</p> <p>農村の所得の向上・地域内の循環を図るため、地域資源を活用したバイオマス発電、小水力発電、営農型太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入、地域が主体となった地域新電力の立上げ等による再生可能エネルギーの活用を促進する。また、農村を含めた地域における災害時のエネルギーの安定供給を図るため、大規模電力のみに依存しない、地域の再生可能エネルギーを用いた分散型エネルギーシステム構築に向けた技術開発、普及を行う。</p> <p>さらに、家畜排せつ物、食品廃棄物、稲わら・もみ殻等のバイオマスについて、発電に加え、エネルギー効率の高い熱利用や、発酵過程で発生する消化液等の利用を促進するほか、新たなバイオマス製品の製造・販売の事業化に向けた技術開発や普及等の推進を検討する。</p> <p><b>○バイオマス活用推進基本計画 (令和4年9月6日閣議決定)における位置づけ</b></p> <p>第1 バイオマスの活用の推進に関する施策についての基本的な方針</p> <p>2. 地球温暖化の防止</p> <p>バイオマスを燃焼させること等により放出される二酸化炭素は、生物の成長過程で光合成により大気中から吸収されたものであり、バイオマスは大気中の二酸化炭素を増加させない「カーボンニュートラル」という特性を有している。バイオマスの活用を推進し、化石資源由来の製品やエネルギーをバイオマス由来のそれらで代替することにより、温室効果ガスの一つである二酸化炭素の排出を削減し、脱炭素社会の実現を図ることで地球温暖化防止に貢献する。</p>
-----	-------------------	--

		<p>○エネルギー基本計画（令和3年10月22日閣議決定）における位置づけ</p> <p>5. 2050年を見据えた2030年に向けた政策対応</p> <p>(1) 現時点での技術を前提としたそれぞれのエネルギー源の位置付け</p> <p>①再生可能エネルギー</p> <p>(e) バイオマス</p> <p>木質バイオマスを始めとしたバイオマス発電・熱利用などは、災害時のレジリエンスの向上、地域産業の活性化を通じた経済・雇用への波及効果大きいなど、地域分散型、地産地消型のエネルギー源として多様な価値を有するエネルギー源である。一方、エネルギー利用可能な木質や廃棄物などバイオマス資源が限定的であること、持続可能性の確保、そして発電コストの高止まり等の課題を抱えることから、各種政策を総動員して、持続可能性の確保を大前提に、バイオマス燃料の安定的な供給拡大、発電事業のコスト低減等を図っていくことが必要である。</p> <p>輸入が中心となっているバイオ燃料については、国際的な動向や次世代バイオ燃料の技術開発の動向を踏まえつつ、導入を継続することが必要である。</p> <p>○農林水産省の政策体系における位置づけ</p> <p>《大目標》</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増産、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》</p> <p>・農業の持続的な発展 ・農村の振興</p> <p>《政策分野》</p> <p>環境政策の推進 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保</p>									
	<p>政策の達成目標</p>	<p>市町村バイオマス活用推進計画は、バイオマス活用推進基本法に基づき策定される各地域による創意工夫を生かしたバイオマス活用の主体的な取組を促進していくための計画であり、地域のバイオマスを活用した産業化に向けた取組の基盤となるものであるため、引き続き、市町村による計画策定を拡大していくことが重要である。</p> <p>具体的には、2030年（令和12年）に全市町村がバイオマスの活用に関する記載がある計画を保有することを目標とする。</p>									
	<p>税負担軽減措置等の適用又は延長期間</p>	<p>令和6年4月1日から令和8年3月31日まで（2年間）</p>									
	<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>政策達成目標と同じ</p> <p>（政策の達成目標は「バイオマス活用推進基本計画」（令和4年9月6日閣議決定）において定められた目標であるため、税負担軽減措置等の延長期間と一致しない。）</p>									
	<p>政策目標の達成状況</p>	<p>令和5年4月時点で、市町村におけるバイオマス活用推進計画等の策定は395市町村となっており、地域資源の利活用は着実に増加してきているが、今後、全市町村におけるバイオマス活用推進計画の策定を推進し、更なるバイオマス利用拡大を推進していくことが必要。</p>									
<p>有効性</p>	<p>要望の措置の適用見込み</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用予定件数</th> <th>減収見込額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年</td> <td>6件</td> <td>59百万円</td> </tr> <tr> <td>令和7年</td> <td>7件</td> <td>80百万円</td> </tr> </tbody> </table>		適用予定件数	減収見込額	令和6年	6件	59百万円	令和7年	7件	80百万円
		適用予定件数	減収見込額								
令和6年	6件	59百万円									
令和7年	7件	80百万円									
<p>要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）</p>	<p>バイオ燃料製造事業は、製造プラント等多額の固定資産の保有が必須であり、特に初期（1～3年）の固定資産税の負担が重い。固定資産税を3年間減免することで、固定資産税の負担割合が低下し、概ね売上高営業利益率水準以下となり、初期の事業収支の大幅な改善が期待できる。</p>										
<p>相当性</p>	<p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p>	<p>バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例【揮発油税、地方揮発油税】</p> <p>バイオエタノールの導入を促進するため、ガソリン税（揮発油税及び地方揮発油税：53.8円/L）の課税標準から、混合したバイオエタノールの数量分を控除。</p>									

<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>令和5年度 バイオ燃料等製造に係る資源作物の実証支援 696百万円の内数  (概要) 国産バイオマスの一層の活用に向け、荒廃農地等を活用した資源作物由来のバイオ燃料等製造に係る検討や栽培実証等を支援します。</p>
<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>予算措置では、荒廃農地等を活用した資源作物由来のバイオ燃料等製造に係る検討やその栽培実証を支援している一方、本税制による支援は、バイオ燃料の製造設備取得後のランニングコストを固定資産税の減免により軽減するものであり、近年のエネルギー情勢を背景としたバイオ燃料製造の初期投資を軽減しスタートアップを下支えするためには、予算と税制の両輪での支援が重要である。</p>
<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>バイオ燃料製造設備の導入には多額の初期投資を伴うため、事業者が新規参入に躊躇するケースが少なくない。また、設備導入後、本格稼働し安定的な収入を得るまでに一定程度の期間を要するため、ランニングコストの負担により経営が圧迫されることが懸念される。このため、導入当初の固定資産税について軽減措置を講ずることにより、設置事業者のキャッシュフローが改善され、導入当初の安定的な経営に資することとなるため、支援することは適正である。</p> <p>また、我が国が2050年カーボンニュートラルの実現を目指す上で、カーボンニュートラルの特性を有するバイオ燃料の利用推進は重要な取組の一つである。</p> <p>令和3年5月に策定した「みどりの食料システム戦略」では、再生可能エネルギーの導入をKPIの一つに位置づけるとともに、令和4年9月に閣議決定した「バイオマス活用推進基本計画(第3次)」の中でも、バイオマスのエネルギー源としての利用促進をバイオマス活用推進施策の基本的な方針として位置づけており、当該法の仕組みが一層重要なものとなっている。</p> <p>これらの動きを踏まえ、引き続き、バイオ燃料製造業者の導入初期の負担を軽減する本制度の延長を求める。</p>

税負担軽減措置等の適用実績	適用件数	減収額
	平成 30 年 6 件	28 百万円
	令和元年 5 件	16 百万円
	令和 2 年 5 件	21 百万円
	令和 3 年 4 件	22 百万円
	令和 4 年 4 件	21 百万円
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	課税標準（固定資産の価格） 適用総額 170,140 千円（令和 3 年度）	
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	バイオ燃料等製造業者に対する固定資産税軽減措置により初期投資負担が軽減されることから、新規参入が促され、各地域におけるバイオマス活用推進計画の策定・実施に寄与した。	
前回要望時の達成目標	2025 年（令和 7 年）に 600 市町村におけるバイオマス活用推進計画の策定。	
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和 5 年 4 月における市町村バイオマス活用推進計画等の策定状況は 395 市町村と目標の 65%を達成しており、目標達成に向けて着実に増加している。	
これまでの要望経緯	<p>平成 20 年度税制改正により創設</p> <p>平成 22 年度税制改正により適用期限を 2 年延長</p> <p>平成 24 年度税制改正により適用期限を 2 年延長</p> <p>平成 26 年度税制改正により適用期限を 2 年延長</p> <p>平成 28 年度税制改正により適用期限を 2 年延長</p> <p>平成 30 年度税制改正により適用期限を 2 年延長</p> <p>（バイオディーゼル燃料製造設備は、適用対象を中小事業者等に限定。）</p> <p>令和 2 年度税制改正により適用期限を 2 年延長</p> <p>（バイオ燃料製造者が取得した一定のバイオ燃料製造設備に係る課税標準の特例措置（3 年間、課税標準の 1/2）について、ガス製造設備以外の製造設備に係る課税標準を価格の 2/3 とした。）</p> <p>令和 4 年度税制改正により適用期限を 2 年延長</p> <p>（木質固形燃料製造設備は適用対象を中小事業者等及び農業協同組合等に限定。）</p>	